

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。
平成30年9月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
更埴漁業協同組合	千曲市上山田温泉2丁目11-3	内共第1号
犀川殖産漁業協同組合	長野市信州新町新町34-8	内共第4号
下伊那漁業協同組合	飯田市松尾明7499	内共第6号
遠山漁業協同組合	飯田市南信濃和田1257	内共第6号

2 変更の内容

(1) 更埴漁業協同組合

ア 第10条を第11条とし、第3条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。
(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
にじます	内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間	10月1日から翌年2月15日まで

イ 第6条第1項第1号の表中 「520円」 を 「800円」 に改め、同条を7条とする。

(2) 犀川殖産漁業協同組合

第8条第1項第2号の表中「小学生」を「中学生」に、「中学生」を「高校生」に改める。

(3) 下伊那漁業協同組合

様式第1-1号の表を次のように改める。
様式第1-1号 遊漁承認証（雑魚1日券）

(表)

雑魚日釣遊漁証 NO _____	
◆ 故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。 ◆ 降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに中部電力からお願い	◆ 釣場の頭上前後の電線に注意してください。
遊漁料 _____ 円 魚種 _____ 魚具、漁法 _____ 有効期間 _____	鮎を除く魚種 _____ 竿釣 _____
月 _____ 日 _____	
扱人 _____	下伊那漁業協同組合 (印)
月 _____ 日 _____	
遊漁料 _____ 円 NO _____	

様式第1-2号及び様式第1-3号中

「・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。 を
・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。」

「中部電力からお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに
故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

に改める。

◆釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。」

様式第2-1号の表を次のように改める。

様式第2-1号 遊漁承認証 (鮎1日券)

(表)

NO _____	
鮎日釣遊漁証	
<p>◆ 故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。 ◆ 降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに</p> <p>中部電力からお願い</p>	<p>◆ 釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。</p>
遊漁料 _____ 円	殿
魚種 _____ 鮎	
漁具、漁法 _____ 竿釣	
有効期間	
月 _____ 日 _____	
扱人	
下伊那漁業協同組合 (印)	
月 _____ 日 _____	
殿	
遊漁料 _____ 円	NO _____

様式第2-2号及び様式第2-3号中

「・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。 を
・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。」

「中部電力からお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに
故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

に改める。

◆釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。」

様式第3号中

「サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。 を
釣場の頭上前後に電線がないことを確認して下さい。」

「中部電力からお願い

◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに
故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

に改める。

◆釣場の頭上前後に電線がないことを確認して下さい。」

(4) 遠山漁業協同組合

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 遊漁承認証 (日釣券)

表
年度 <u> </u> NO <u> </u>
遊 漁 承 認 証 (日 釣 券)
当日限り有効
/
氏 名
遊漁料 2,000円 (河川現場売りは2,700円) ●全魚種 遊漁区域 遠山川本支流 ●漁具・漁法：竿釣り (1人 1本) 上記以外の漁法厳禁 (発行者)
遠山漁業協同組合
No. <u> </u> 遊漁承認証日釣券 (控) 承認日： 年 月 日
氏名
遊漁料 2,000円 (河川現場売りは2,700円)

裏
注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1、遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行して下さい。 2、本組合員の係員および監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3、本証は他人に貸与してはならない。 4、他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5、本証は再発行しません。 6、魚類増殖保護に必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>
<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>

様式第1号を様式第1-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1-2号 遊漁承認証 (1日券)

様式第1-2号	遊漁承認証 (1日券) オンライン販売による日釣遊漁証 日釣承認証 殿
遊漁料	2,000円 (現場売り2,700円)
魚種、遊漁区域	全魚種、遠山川本支流
漁具、漁法	竿釣り (1人 1本)
遊漁日	年 月 日
	遠山漁業協同組合
	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。 2. 監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3. 本証は他人に貸与してはならない、 4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5. 本証は再発行しません。 6. 魚類増殖保護に必要な法律、規則制限は是非お守りください。 <p>●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。</p>
	<p>※中部電力からのお願い</p> <p>◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>

様式第2号を次のように改める。
 様式第2号 遊漁承認証(1年券)

年度 遠山漁業協同組合		No. _____ 年 月 日 ~ 年 月 日
写真	年 釣 遊 漁 承 認 証	全 漁 遊 漁 遊漁方法 竿釣 1人1本
	遊漁区域 遠山川本支流 遊漁料 7,000円	(注意事項) ● いwana、あまごは全長15cm以下は採捕してはいけません。 ● 遊漁者は、遊漁規則を厳守し、遊漁中は必ず本証を着用してください。(写真の入っていない物は使用出来ません)。
住所	氏名	※中部電力からのお願い ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

様式第2号を様式第2-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。
 様式第2-2号 遊漁承認証(1年券)

様式第2-2号 遊漁承認証(1年券) オンライン販売による年釣遊漁証 年釣承認証 殿		写真
遊漁料 7,000円 魚種、遊漁区域 全魚種、遠山川本支流 漁具、漁法 竿釣(1人1本)		
承認期間 年 月 日 ~ 年 月 日	遠山漁業協同組合	
注意事項 1. 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。 2. 監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。 3. 本証は他人に貸与してはならない、 4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。 5. 本証は再発行しません。 6. 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。 ● いwana、あまごは15cm以下は採捕してはならない。		
※中部電力からのお願い ◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。		

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(1)のア及び2の(2) 平成30年9月6日
- (2) 2の(1)のイ、2の(3)及び2の(4) 平成31年4月1日